

居宅介護支援事業所『ハート24』水戸事業所 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人 愛の会が開設する指定居宅介護支援事業所「ハート24」水戸事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員（以下単に「介護支援専門員」という。）が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営方針）

- 第2条**
- 1 事業所の介護支援専門員は、要介護状態となった場合においてもその利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
 - 2 事業所の介護支援専門員は利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
 - 3 事業所の介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当の偏することのないよう、公正中立に行う。
 - 4 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- （1）名 称 居宅介護支援事業所「ハート24」水戸事業所
- （2）所在地 茨城県水戸市開江町7番地

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- （2）介護支援専門員 4名以上
介護支援専門員は、居宅要介護者等が指定居宅サービス又は特例居宅介護サービス費、若しくは特例居宅支援サービス費に係る居宅介護サービス費、若しくはこれに相当するサービス及びその他居宅において、日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービス（以下「指定居

宅サービス等」という。)の適切な利用をすることができるよう、当該居宅要介護者等の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者等、及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容、これを担当する者、その他下記事項を定めた計画(以下「居宅介護サービス計画」という。)を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者、その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行い、及び当該居宅要介護者等が介護保険施設等への入所を要する場合にあっては、介護保険施設への紹介、その他便宜の提供を行う。

- ① 当該居宅要介護者等の健康上及び生活上の問題点、及び解決すべき課題。
- ② 提供される指定居宅サービス等の目標及びその達成時期。
- ③ 指定居宅サービス等が提供される日時指定居宅サービス等を提供する上での留意事項。
- ④ 指定居宅サービス等の提供を受けるために、居宅要介護者が負担しなければならない費用の額。

(3) 事務職員

なお、員数については指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を満たす人員を配置するものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
 - (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ※緊急時、24時間連絡が可能な体制とする。

(指定介護支援の方法および内容、利用料等)

第6条 1 指定居宅介護の提供の方法および内容は、下記のとおりとし、指定介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとする。当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは無料とする。(予定)

- | | |
|-----------------|---------------------------|
| ①利用者の相談を受ける場所 | 事業所内相談室 |
| ②使用する課題分析表の種類 | 居宅ガイドライン方式
ハート24水戸 様式1 |
| ③サービス担当者会議の開催場所 | 相談室 |
| ④介護支援専門員の居宅訪問頻度 | 適宜 |

2 居宅要介護者等が指定居宅サービス等の適切な利用ができるよう、当該居宅要介護者等の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者等およびその家族の希望等を勘案し、居宅介護サービス計画を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確

保されるよう、指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行い、及び当該居宅要介護者等が介護保険施設等への入所を要する場合にあっては、介護保険施設への紹介その他便宜の提供を行う。

- 3 次条の通常の事業の実地地域を越えて行う指定介護支援に要した交通費は、通常の事業実施地域を越えた地点からお住まいの地点まで、その実費を徴収する。なお自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

（１）通常の事業実施地域を越える地点から片道、１ｋｍごとに３０円とする。

- 4 前項に規定する費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるととする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、水戸市・ひたちなか市・那珂市・茨城町・笠間市区域とする。

（その他運営についての留意事項）

第8条 1 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

（１）採用時研修 採用後１ヶ月以内

（２）継続研修 年２回

- 2 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人 愛の会と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

（苦情処理）

第9条 1 事業所は利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置する。

- 2 事業所は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、または市町村からの質問・紹介に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村からの指導または助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行い報告する。

- 3 事業所はサービスに関する利用者からの苦情に関して、茨城県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、茨城県国民健康保険団体連合会からの

指導または助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行い報告する。

（個人情報の保護）

第10条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（虐待の防止）

第11条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
- 4 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 5 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束の禁止）

第12条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得たうえで、その容態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（感染症の予防及びまん延の防止）

第13条 感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 1 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- 2 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 3 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施する。

(ハラスメント対策)

第14条 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(業務継続計画の策定等)

第15条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、次に掲げる措置を講じる。

- 1 介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 2 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

附則

この規程は平成12年4月1日から施行する。

※平成15年4月1日 一部改正。

※平成17年6月25日 一部改正。

※平成18年4月1日 一部改正。

※平成19年3月1日 一部改正。

※平成23年4月1日 一部改正。

※平成24年7月1日 一部改正。

※平成27年8月1日 一部改正。

※平成30年4月1日 一部改正。

※平成31年4月1日 一部改正。

※令和6年4月1日 一部改正。